

瀬戸市
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
ご利用手引き

令和5年度

目 次

1 瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは	… 1
2 定義	… 1
3 制度を利用することができる方	… 2
4 宣誓に必要なもの	… 3
5 手続きの流れ	… 3
6 宣誓書受領証明書等の再交付	… 4
7 宣誓書記載事項の変更	… 4
8 宣誓書受領証明書等の返還	… 5
9 パートナーシップ宣誓の無効	… 5
10 Q&A	… 6
11 瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する要綱	… 9

1 瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

瀬戸市は、「誰もが輝くトライアングルプランⅣ～第2次瀬戸市女性活躍推進計画・第4次瀬戸市男女共同参画プラン～」に掲げる「多様性を認め合い 個人の能力が発揮でき 誰もが輝けるまちせと」に基づき、一人一人が多様な性のあり方を認め合い、だれもが自分らしく、いきいきと活躍し、安心して生活が送れる社会の実現に寄与するため、性的マイノリティに係るパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入します。

瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束すると宣誓し、その宣誓書を受理したことを証明する制度です。

また、お二人に生計を同一にして家族として暮らしている未成年のお子様がいる場合、併せてファミリーシップ関係を宣誓することができます。

この制度では、婚姻制度とは異なり、法律上の効果（相続、税金の控除等）は生じませんが、周囲からの理解が得られないことによる悩みや生きづらさを少しでも軽減し、自分らしい生き方に寄り添うことを目的としています。

2 定義

(1) 性的マイノリティ

性自認（自己の性別についての認識をいう。）が戸籍上の性別と異なる者及び性的指向（恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者並びに性及び性的指向を認識していない者をいう。

(2) パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人の関係をいう。

(3) ファミリーシップ

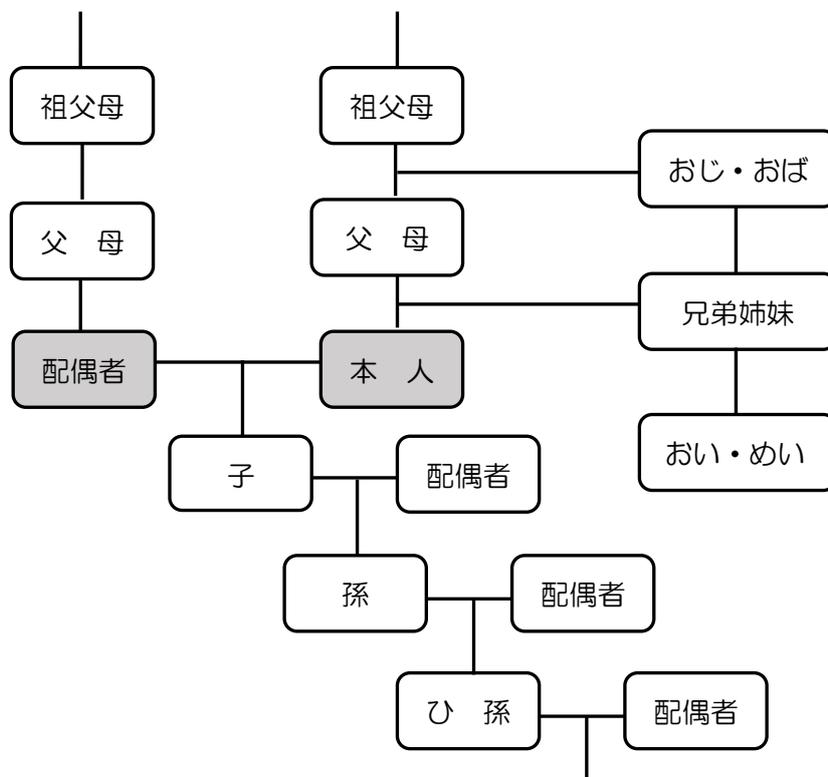
パートナーシップにある者が、一方又は双方の未成年の実子又は養子と共に家族として協力し合うことを約束した関係をいう。

3 制度を利用することができる方

パートナーシップ宣誓される方は、次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) お二人が満18歳以上に達していること。
- (2) お二人が瀬戸市内に住所を有している、またはお一人が瀬戸市内に住所を有し、もうお一人が宣誓の日から3か月以内に瀬戸市内に転入を予定していること。
※市内転入予定の場合は、宣誓日から3か月以内に市内に転入し、そのことを証明する書類を提出してください。(郵送でも可)。なお、3か月以内に提出がない場合には、当該宣誓を無効とし、宣誓番号を公表します。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）がないこと。
- (4) 他の者とのパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと。
- (5) お二人が直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。
※パートナーシップにあるお二人が養子縁組している場合を除きます。

【宣誓をすることができない関係】



ファミリーシップ関係にあることを宣誓するとき、次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) ファミリーシップ対象の子どもは、未成年であること。
- (2) ファミリーシップ対象の子どもは、少なくともいずれかお一人と生計が同じであること。

4 宣誓に必要なもの

宣誓には、以下のものがが必要です。

- (1) 現住所を確認できるもの（3か月以内に発行されたもの）
住民票の写しや住民票記載事項証明書を提出してください。
本市に転入予定の方は、アパートの賃貸契約書など転入予定の事実が分かる書類を添付してください。
- (2) 婚姻していないことを証明する書類(3か月以内に発行されたもの)
戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、独身証明書、婚姻要件具備証明書(日本語訳を添付してください。)等を提出してください。
- (3) 通称名を使用する場合は、日常生活において使用していることが確認できる書類
通称名で届いている郵便物、各種会員証、社員証等を提示してください。
- (4) ファミリーシップ関係にあることを宣誓しようとする場合は、親子関係が分かる書類(3か月以内に発行されたもの)
住民票の写し、戸籍抄本等を提出してください。
- (5) 本人確認書類
個人番号カード、旅券(パスポート)、運転免許証、在留カード、官公署が発行した顔写真付きの免許証、許可証、登録証明書のいずれかを提示してください。

5 手続きの流れ

宣誓から宣誓書受理証明書・証明カード受理までは以下のとおりです。

- (1) 宣誓日の予約
事前に電話またはメールで予約をしてください。個室での対応も可能です。

まちづくり協働課 協働第1係 TEL:0561-88-2801

E-mail : machidukuri@city.seto.lg.jp

(2) 宣誓書の提出

予約した日時に必要書類をお持ちの上、お二人でお越してください。本人確認を行い、必要書類と宣誓要件を確認します。

(3) 宣誓書受理証明書等の交付

宣誓の日から約1週間後、宣誓書受理証明書等を交付します。郵送での交付をご希望の場合、返信用封筒（住所・氏名を記入し、切手を貼ってください）をご用意ください。

なお、確認等に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

6 宣誓書受理証明書等の再交付

「瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書」と「瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード」を紛失、毀損、汚損などをしたときは、再交付の申請ができます。

以下の書類が必要です。

(1) 瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書（第4号様式）を提出してください。

(2) 本人確認書類等

個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券（パスポート）、運転免許証、在留カード、官公署が発行した顔写真付きの免許証、許可証、登録証明書のいずれかを提示してください。

7 宣誓書記載事項の変更

宣誓書に記載した内容（氏名又は通称名等）に変更があったときは、変更届を提出してください。（市内転居の場合は、提出不要です。）

以下の書類が必要です。

(1) 瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届（第5号様式）を提出してください。

(2) 変更の内容がわかるもの

戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、住民票の写し、日常生活で通称名を使用していることが分かるもの等

(3) 本人確認書類等

個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券（パスポート）、運転免許証、在留カード、官公署が発行した顔写真付きの免許証、許可証、登録証明書のいずれかを提示してください。

(4) 交付済の宣誓書受理証明書と証明カード

8 宣誓書受理証明書等の返還

次の場合は、「瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届」を提出し、宣誓受理証明書等を返還してください。ご提出の際は、事前に担当課へ電話またはメールでご連絡ください。

(1) お二人がパートナーシップ関係を解消したとき

(2) お二人のいずれかが死亡したとき（ただし、ファミリーシップ対象者がいる場合はこの限りでない）

(3) お二人のいずれかが瀬戸市外へ転出したとき（ただし、単身赴任、親族の看護・介護その他やむを得ない事情により、一時的に瀬戸市外へ転出される場合はこの限りでない）

(4) 婚姻又は他の者とパートナーシップを有することとなったとき

(5) 宣誓の要件を満たさなくなったとき

9 パートナーシップ宣誓の無効

虚偽の申請など、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合は、当該パートナーシップは無効とします。その場合、無効とした宣誓番号を公表します。

10 Q&A

Q1 瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と婚姻はどう違うのですか。

A1 婚姻は、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利、税金の控除、親族の扶養義務など様々な法的な権利・義務が発生します。一方、瀬戸市のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、法的効力が発生するものではありません。また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることがありません。

Q2 法的効力がないのに、なぜパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入するのですか。

A2 瀬戸市では一人一人が多様な性のあり方を認め合い、だれもが自分らしく、いきいきと活躍し、安心して生活が送れる社会の実現を目指しています。そのための取組の一環として、この制度を導入しました。

Q3 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の対象はだれですか。

A3 パートナーシップ対象者は、以下の要件を満たす、お互いをパートナーとして、生活を共にしている又は共に生活することを約束したお二人です。

- (1) お二人が満18歳以上に達していること。
- (2) お二人が瀬戸市内に住所を有している、またはお一人が瀬戸市内に住所が有し、もうお一人が宣誓の日から3か月以内に瀬戸市内に転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと。
- (4) 他の者とのパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと。
- (5) お二人が直系血族等でないこと。

ファミリーシップ対象者は、一方又は双方の未成年の子で、いずれか一人と同一生計にある方です。

Q4 瀬戸市民でないと宣誓をすることができませんか。

A4 少なくとも一方が、瀬戸市内に住所を有している場合であれば、もう一方が宣誓の日から3月以内に瀬戸市内に転入を予定している場合は、宣誓できます。

瀬戸市に転入を予定している方は、転出証明書、売買契約証書、アパートの

賃貸契約書等転入予定の事実が分かる書類の提出が必要となります。

Q5 同居している必要はありますか。

A5 必ずしも同居している必要がありませんが、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した関係である必要があります。

Q6 事実婚の方もパートナーシップの宣誓ができますか。

A6 瀬戸市のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度では対象にしていません。事実婚の方につきましては、健康保険や厚生年金保険の被扶養者となることのできるほか、遺族年金の受給が可能であるなど、婚姻に準ずる一定の関係性が認められており、性的少数者の方々が直面している課題などとは状況がかなり違うと認識しています。

本制度は、婚姻に準じるような法的効力を有しませんが、一方又は双方が性的少数者であるお二人の関係を社会的に認めてほしいという気持ちを尊重し、導入するものです。

Q7 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか。

A7 婚姻に類似した法的関係性を構築する方法として、パートナーシップ契約公正証書の作成や、宣誓認証又は私文書認証を受ける等の方法がありますが、その手続には費用が発生します。詳しくは公証役場でご確認ください。

Q8 養子縁組をしている場合は宣誓できますか。

A8 性的少数者の方の中には、同性では婚姻ができないことから、家族になるために養子縁組を結んでいる方がいる状況を考慮し、養子縁組を結んだままでもパートナーシップを宣誓することができます。

Q9 代理人でも宣誓できますか。

A9 代理人での宣誓はできません。必ずお二人でお越しくください。

Q10 郵送やメールでもパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を提出できますか。

A10 郵送やメールでの宣誓はできません。本人確認と双方の意思を確認させて

いただきますので、必ずお二人でお越しください。

Q11 通称名を使用できますか。

A11 使用することができます。通称を使用する場合、日常生活において使用することが確認できるもの(通称で届いている郵便物、各種会員証、社員証等)をご持参ください。

ただし、交付するパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書、受理証明カードの裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q12 宣誓書受理証明書等はどれくらいで受け取ることができますか。

A12 提出書類等に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合、提出から概ね1週間程度で受け取っていただけます。ただし、内容確認等に時間を要する場合があります。

Q13 市外に転出する場合、受理証明書等を返還する必要はありますか。

A13 転出によりお一人またお二人が瀬戸市民でなくなる場合は、宣誓の要件をみたさなくなりますので、返還届をご提出していただくとともに、宣誓書受理証明書等を返還していただくことになります。

ただし、単身赴任、親族の看護・介護その他やむを得ない事情により、一時的に瀬戸市外へ転出される場合はこの限りでない。

Q14 受理証明書等に有効期限はありますか。

A14 ありません。当制度は、瀬戸市として宣誓書を受理した事実を証明するものであり、法的効力を有するものではないので、受理証明書自体に有効期限はありません。

1 1 瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人一人が多様な性のあり方を認め合い、誰もが自分らしく、いきいきと活躍し、安心して生活が送れる社会の実現に寄与するため、性的マイノリティに係るパートナーシップ又はファミリーシップ宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性自認（自己の性別についての認識をいう。）が戸籍上の性別と異なる者及び性的指向（恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者並びに性及び性的指向を認識していない者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束した一方又は双方が、性的マイノリティである2人の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、一方又は双方の未成年の実子又は養子（以下「ファミリーシップ対象者」という。）と共に家族として協力し合うことを約束した関係をいう。
- (4) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを、市長に対して誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が市内に住所を有し、又は一方が市内に住所を有し、かつ、もう一方が宣誓の日から3月以内に市内に転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと。
- (4) 双方とも他の者とのパートナーシップ若しくはファミリーシップ又はそれに類する関係にないこと。
- (5) 双方が近親者（民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない関係の者をいう。以下同じ。）でないこと。ただし、養子縁組をしたことにより近親者となった者は除く。
- (6) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあつては、いずれか一方がファミリーシップ対象者と生計が同一であること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓しようとする者は、共に市職員の面前において自ら記入した瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(第1号様式。以下「宣誓書」という。)を市長に提出することにより行うものとする。

2 宣誓をしようとする者は、宣誓をする日時等について事前に市と調整するものとする。

3 宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(いずれも宣誓をする日前3月以内に発行されたものに限る。)

(2) 戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)、独身証明書、婚姻要件具備証明書その他現に婚姻をしていないことを証明する書類(宣誓をする日前3月以内に発行されたものに限る。)

(3) ファミリーシップの宣誓をしようとする場合は、ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 前項第1号の規定にかかわらず、市外に在住する者であって瀬戸市内への転入を予定している者は、その事実が確認できる書類の提出をもって同号に規定する書類に代えることができる。この場合において、当該者は、転入後速やかに同号の書類を提出しなければならない。

5 宣誓書の提出は、市長が指定する場所において行うものとする。

6 宣誓しようとする者のうち一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、双方の立会いの下で他の者に代筆させることができるものとする。

(本人確認等)

第5条 市長は、宣誓しようとする者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード(マイナンバーカード)

(2) 旅券(パスポート)

(3) 運転免許証

(4) 在留カード

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、宣誓をしようとする者の顔写真が貼付されたもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において氏名に代えて通称名(戸籍に記載された氏名に代わるものとして、国内において社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。)を使用することができる。

2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、第4条の規定による宣誓をするときに提示するものとする。

(証明書等の交付)

第7条 市長は、宣誓書の提出があった場合は、第3条の規定による宣誓の要件を審査し、適当と認めるときは、瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書(第2号様式)及び瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード(第3号様式)(以下「証明書等」という。)を、当該宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)に交付するものとする。この場合において、前条第1項の規定により通称名を使用したときには、通称名と共に戸籍に記載されている氏名を証明書等に記載するものとする。

(証明書等の再交付)

第8条 証明書等の交付を受けた者は、当該証明書等の紛失、毀損、汚損その他市長が認める事情により証明書等の再交付を希望するときは、瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書(第4号様式)により申請することができる。

2 前項の申請があったときは、市長は証明書等を再交付するものとする。

3 前項の規定による再交付を受けた者は、紛失した証明書等を発見したときは、速やかに当該証明書等を市長に返還しなければならない。

(宣誓書記載事項変更の申出)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届(第5号様式。以下「内容変更届」という。)を交付済の証明書等とともに市長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者のいずれかに氏名又は通称名の変更があったとき。

(2) ファミリーシップ対象者がその対象でなくなったとき。

(3) ファミリーシップ対象者が成年に達したとき。

(4) ファミリーシップ対象者を追加又は変更するとき。

2 内容変更届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 前項第1号に該当するときは、氏名の変更があった者の戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)又は日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類

(2) 前項第4号に該当するときは、ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類

3 市長は、内容変更届の提出があったときは、変更後の証明書等を当該宣誓者に交付するものとする。

(無効となる宣誓)

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

- (1) パートナーシップ又はファミリーシップを形成する意思がないことが判明したとき。
- (2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第3条各号に規定する宣誓の要件に反しているとき。
- (4) 第4条第4項後段の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

(証明書等の返還)

第11条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届（第6号様式）に証明書等を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、証明書等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該証明書等の返還を要しない。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップを解消したとき。
- (2) 宣誓者のいずれかが死亡したとき。ただし、ファミリーシップ対象者がいる場合は、この限りでない。
- (3) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (4) 前条の規定により無効とされたとき。

(返還又は無効に係る宣誓番号の公表)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、第10条の規定により無効とし、又は前条の規定により返還させた証明書等の宣誓番号（証明書等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

(宣誓書等の保存)

第13条 市長は、宣誓書等を、第10条又は第11条の規定により証明書等が返還された日又は返還されたものとみなした日のいずれか早い日から起算して5年を経過する日まで保存するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

瀬戸市

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度ご利用手引き

お問合せ先 瀬戸市役所 まちづくり協働課 協働第1係

〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町64番地の1

電話 0561-88-2801